

議 事 日 程 (4)

平成30年6月20日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第29号 芦屋港活性化推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第30号 芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第31号 芦屋町高額療養費支払資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第32号 地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第33号 芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第34号 芦屋町学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第35号 芦屋町健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第36号 芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第37号 芦屋町交通安全推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第38号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県地方自治会館管理組合規約の変更について
- 第11 議案第39号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について
- 第12 議案第40号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第13 議案第41号 平成30年度芦屋町一般会計補正予算 (第1号)
- 第14 議案第42号 平成30年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算 (第1号)
- 第15 議案第43号 丸の内団地外部改修工事 (A棟) 請負契約の締結について
- 第16 議案第44号 丸の内団地外部改修工事 (B棟) 請負契約の締結について
- 第17 承認第2号 専決処分事項の承認について
- 第18 発議第1号 NHK放送受信事業の見直しに関する意見書について
- 第19 発議第2号 芦屋港活性化の推進を求める意見書について
- 第20 議案第45号 総合体育館等施設改修工事 (建築・輻射熱空調設備) 請負契約の締結

について

第21 議案第46号 総合体育館等施設改修工事（電気設備その1）請負契約の締結について

第22 発言の取り消しについて

追加日程第1 一般質問における発言内容の調査特別委員会の設置について

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 刀根 正幸
5番 妹川 征男	6番 貝掛 俊之	7番 田島 憲道	8番 辻本 一夫
9番 川上 誠一	10番 松上 宏幸	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中野 功明	書記 横田 和雄	書記 中山 理恵
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	柴田敬三
都市整備課長	松浦敏幸	税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治
住民課長	藤永詩乃美	福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏
産業観光課長	溝上竜平	学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香
競艇事業局次長	藤崎隆好	企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也

【傍聴者数】 7名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。それでは直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。日程第 1、議第 29 号から、日程第 19、発議第 2 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に、審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから総務財政委員会の報告をさせていただきます。

議案の順にしたがって報告させていただきます。

議案第 29 号、芦屋港活性化推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、満場一致で原案可決でございます。

議案第 30 号につきましては、芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定について、満場一致で、原案可決でございます。

議案第 38 号、福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合同規約の変更について、これも満場一致で原案可決でございます。

次に議案第 39 号、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の変更につきましては、満場一致で原案可決でございます。

次に議案第 41 号、平成 30 年度芦屋町一般会計補正予算（第 1 号）、これは賛成多数で原案可決でございます。

承認第 2 号、専決処分事項の承認について、満場一致で承認いたしております。

次に発議第 1 号、NHK 放送受信事業の見直しに関する意見書について、この意見につきましては、一部修正ということでございますので、その修正分の主なところを報告させていただきます。

まず、上のほうからいきますと、本文の第 7 行目から 10 行目ですね。については住宅防音工事が完了した世帯は、平成 30 年 8 月 31 日をもって NHK 放送受信料の助成を終了する。2 つ目が一部住宅防音工事を実施した世帯は平成 30 年 9 月 1 日から NHK 放送受信料の助成を半額

程度、これ、半額の半額ですので、4分の1にし、平成36年3月31日をもって終了。3つ目が事業所及び対象区域内の新規転入者は平成30年3月31日をもってNHK放送受信料の助成を終了する。以上に改めるということで、この審査の結果、満場一致で一部修正をするということで、確認をいたしております。

以上、報告を終わります。

○議長 小田 武人君

次に、民生文教常任委員長に、審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長、松岡議員。

○民生文教常任委員長 松岡 泉君

それでは民生文教委員会の審議結果を報告します。

報告第7号、平成30年6月18日、芦屋町議会議長、小田武人殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会審査結果について、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第31号、満場一致、原案可決。

議案第32号、満場一致、原案可決。

議案第33号、賛成多数、原案可決。

議案第34号、満場一致、原案可決。

議案第35号、満場一致、原案可決。

議案第36号、満場一致、原案可決。

議案第37号、満場一致、原案可決。

議案第40号、満場一致、原案可決。

議案第41号、満場一致、原案可決。

議案第42号、満場一致、原案可決。

議案第43号、満場一致、原案可決。

議案第44号、満場一致、原案可決であります。

以上で報告を終わります。

○議長 小田 武人君

次に、芦屋港湾活性化特別委員長に、審査結果の報告を求めます。芦屋港湾活性化特別委員長、辻本議員。

○芦屋港湾活性化特別委員長 辻本 一夫君

辻本です。

報告第8号、芦屋町議会議長、小田武人殿、芦屋港湾活性化特別委員会委員長、辻本一夫。

芦屋港湾活性化特別委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第41号につきましては、賛成多数により、原案可決。

発議第2号につきましては、満場一致で一部修正の上、可決。

修正につきましては、次のとおり修正しております。

本文23行目中「課題として福岡県が示されている」を「福岡県が課題として示している」に改めるものでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

[朗 読]

.....
平成30年6月18日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

総務財政常任委員会委員長 松上 宏幸

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「橋梁に関する件」、「国道495号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。
.....

平成30年6月18日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

民生文教常任委員会委員長 松岡 泉

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「国民健康保険に関する件」、「保健及び健康づくりに関する件」、「子育て支援に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公共交通に関する件」、「住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成30年6月18日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」及び「その他町議会の広報に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成30年6月18日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会運営委員会委員長 横尾 武志

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、

会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

なお、芦屋港湾活性化特別委員長に対する質疑については、省略をいたします。以上で質疑を終わります。

ただいまから、討論及び採決を行います。

まず、日程第1、議案第29号の討論を許します。討論ございませんか。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

5番、妹川です。

3月、昨年でしたか、芦屋港活性化推進委員会設置そのものについて私は反対しております。

これに関するような内容ですので、反対いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

採決を行います。ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第1、議案第29号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第29号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第30号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第30号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第30号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第31号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を打ち切ります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第31号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第31号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第32号の討論を許します。討論ございませんか。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

5番、妹川です。地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について反対します。

もう、再三、中央病院をですね、この独法にすることについて、さまざまな我々議会人としてチェック機能が十分果たせなくなる。また、この独法になったことによって、中央病院の責任者

の方を呼ぶにしてもですね、私たち議会のこの本議会で承認を得なければならないというようなことですね、十分に病院と議会人との連携といますか、情報の共有が十分ではなくなっているのではないかとというようなことも考えられておりましたし、当初からこの独法、中央病院に関しては、今までずっと反対しておりますので、そういう意味で今回も反対せざるを得ません。

以上、反対します。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第32号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第32号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第33号の討論を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

議案第33号、芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

放課後児童健全育成事業は学童保育指導員の労働条件の劣悪さと低賃金という中で、働ける方が限られており、受け皿の確保が大きな問題となっています。このような中で厚生労働省は資格要件の基準緩和を行いました。もともと最初から有資格者だけでなく、高卒で2年以上経験していれば、町長が認め、都道府県が行う研修を受ければ指導員になれると保育所の保育士よりも緩和された内容でした。これをさらに高卒を外し、学童保育の事業に5年以上携わっていれば、学歴は問わない内容になっています。放課後児童クラブ運営指針には「放課後児童支援員は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携して子どもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う」としてあります。決して学歴差別を行うのではなく、子供の命を預かる仕事ですから、必要な知識が必要だという点で規制緩和は行うべきではありません。今後の放課後児童クラブを含め放課後児童対策について検討するために、社会保障審議会児童部会につくられた放課後児童対策に関する専門委員会の柏女委員長は「学童保育は子供の成長と権利擁護に重要な

役割、機能を果たす場であり、その基準は改正児童福祉法に規定する子供の最善の利益でかなうものでなければならない、支援の根幹である支援員の人数と資格要件を従うべき基準から除外する提案は児童福祉法の理念に反するものと言わなければならない」と意見を述べております。専門職にふさわしい処遇に引き上げることこそ、人手不足の解消、制度の拡充につながることを述べまして、反対討論といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

日程第5、議案第33号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第33号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第34号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

日程第6、議案第34号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第34号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第35号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第35号について、委員長報告のとおり、原案を可決すること

に賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第35号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第36号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第8、議案第36号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第36号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第37号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第9、議案第37号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第37号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第38号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第10、議案第38号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第38号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第11、議案第39号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第11、議案第39号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第39号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第12、議案第40号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第12、議案第40号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第40号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第13、議案第41号の討論を許します。ございませんか。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

5番、妹川です。

議案第41号、平成30年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）に反対し、皆さん方にぜひ考えていただきたいという思いで反対討論を行います。

議案の一般会計補正予算には、11ページにですね、芦屋港活性化推進費ということで、今回補正予算で721万円という計上されています。報酬、旅費、そして委託料と。その約720万円のうちの約660万円が業務委託料、芦屋港活性化推進支援業務委託というような形で上げられていますが、これは平成29年度の6月議会、補正予算でこの委託料がですね、1,160万円だったと思います。そして今年度の3月議会の当初予算だと思いましたが、1,215万6,0

00円がこの委託料、いわゆるコンサルタント料ですね。本議会では663万円、約。九十数%のですね、こういう公金を使って、なぜコンサルタント料にですね。そして、その活性化推進委員会の中にですね、大量のこういう資料をいただいておりますけど、こんなもの、何回も何回もですね。もういわゆるコンサルタントというのは、全国至るところでこういうものをつくっていると思うんですけど、もう金太郎あめですね。もう、そういうものでもって、私たちの大事な税金を使ってですよ、合計ですね、合計約3,000万円のお金を使うんですけど。そして来年の3月には、基本計画を決定するということですが。じゃあ実施設計はどうなるのかと。これを本当に実現化していこうとすれば、私は実現化できるとは思っていません。実現化するとすれば、数億円のお金がかかるのではなかろうかというように思っているんですけど。今回の補正予算は3つの専門分科会に分ける。①直売機能専門分科会、②飲食機能専門分科会、③海釣り機能専門分科会。この分科会を設定するために約660万円の予算化をされるんでしょうけれど。

今、芦屋港活性化推進委員会が9回行われています。その傍聴は可能であったんでしょうけれど、なかなか行けはしなくて、参加できていませんが、議事録を見てみますと、本当にこういうことができるのか、海釣りが本当にできるのかとか、こういう砂が飛んでいるところにどうなんかなとかね。このプレジャーボートに関しては県が事業主体ということでしょうから、私は、それに対しては漁業組合と県が一体化してですね、やることについては、私はそんなに問題にしておりませんが。このレジャー港化することに対して、本当に可能性があるのかということについて議事録を見てみますと、非常に純粋な考え方、意見を持っておられる方もおられますね。それに対して、じゃあどういようなコンサルタントが描いている絵というのは、絵に描いた餅のようなバラ色に富んだ絵を関西・関東のですね、すばらしいプレジャーボートやマリーナがレジャー港化されている絵をね、ペタペタ、ペタペタ張って、そしてあたかもそれに誘導されるような御意見もいろいろあるようですけれど。

私は玄海レク・リゾート構想が挫折した。また、マリーナ付き人工島構想も挫折しました。それ相当の損害を受けました。職員の皆様方は、もう一致団結して進められていった経緯があるわけですけど。そして挫折する。特にマリーナ付き人工島構想は、県が事業主体になってもらいたいという前提の元に進められてきたけれど、これについても県は中止してしまった。そしてそれで終わり。何だったのかと。私はこのような方向になっていきそうな気がいたします。

それから私はですね、そういう意味で例の玄海レク・リゾート構想やこのマリーナ付き人工島については、行政主導型であったと思うんですが、今回の計画はコンサルタント主導型のような気がしてなりません。議事録を見るとね。どうなんですか、本当に。これでやれるんですか。基本計画はできるでしょう。絵に描いて、そして皆さん方にですね、未来がある芦屋の町を活性化するためには、海しかないという波多野町長の願望といいましょうか。それは私たちもそれはな

いことはないですよ。こういう計画で本当にいいのかというふうなことを思っています。私は芦屋町の議会人の特別委員会については賛成し、今までずっといろいろな推進委員会ですね、意見なんかを聞いてきましたが。やはりその2つの事業については、誰も責任も取らず、執行部も取らず、議会も取らず、町民からは相当たる批判が出ました。そういうような経験、体験を省みてですね、そういうものをやはり課題としてやっているかという、いけいけドンドンのような気がしてならないですね。

それから、もう1つはですね、プレジャーボート係留施設専門分科会が4回行われていますが、特別委員会でもお聞きしたときにですね、これは事業主体は県ですから、このプレジャーボート専門分科会の費用は誰が出すのかと。そして、その係留専門分科会の資料もですね、たくさん、こうやって出されていますよ。この費用も井勘定じゃないですか。この芦屋町の一般会計予算から単費というように聞いていますが、このお金からなぜ出さないかんですか。この係留施設専門分科会の予算は県が当然出すべきですよ。それをなぜ芦屋町が出さなくてはならないんですか。私は、これは公金の不当な公金支出。私は支払いだと思っています。このことは町民がわかったらどう思いますか。これは公金の不当な公金支出ですよ。今からでもですね、県に対してこのコンサルタントが出したこの資料、それから検討委員会の専門検討委員会の6名の方々、芦屋町の議員は誰もいないじゃないですか。国土交通省とか県とか何かそういう方々でしょうけど。漁業組合の方はおられますね。観光協会おられます。6名しかおられません。その金をなぜ我々の税金で払わないかんのですか。ぜひですね、この問題についてはですね、我々町民の負託を受けている議員の皆さん、これはやっぱりね、もう1歩立ちどまって、本当にこれが可能なのかどうか。ただ計画書をつくるために審議しているんですか。

私たちは関東、関西、関東に視察に行きました。あれを現実を見たときに、芦屋町で本当にできるんですか。夢とバラのようなですね、バラ色の絵を見ながらですね、進んできているような気がして非常に危機感を感じております。

そういうことで、反対討論といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第13、議案第41号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第41号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第14、議案第42号の討論を許します。ございませんか。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

5番、妹川です。42号、平成30年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算に、賛成討論の立場で意見を述べます。

私は3月議会では、これは余りにもひどい話ではないかということでございましたが、今回の補正予算については賛成といたします。民生文教委員会の資料ですね、わかりやすい資料を民生文教委員会から議会事務局長を通していただきました。平成30年度国民宿舎特別会計補正予算、国民宿舎休館に伴う休業補償に関する説明と。非常にわかりやすいですね。誠意を込めて書かれております。私は今回ですね、民生文教の委員長の松岡議員がですね、総務財政委員会にも配付したらと。また、総務財政のほうからでもですね、民生文教委員会のほうに配付したらということで、1つ、2つですね、渡したりいただいたりしておりますが。こういう資料をいただければですね、中身がよくわかるわけですね。しかし、私は3月議会では反対をしております。やはり不可解なことが非常に多かったからですね。この詳細を見てもみますと、やはり平成30年3月26日に締結した覚書、非常にグリーンハウスの気持ち、我々執行部の立場からですね、非常にこう協議し合いながらですね、指定管理者からの要望額を下回った補償の上限を決められている。そして、グリーンハウスはその上限を超えたけれども、超えたけれどもやはりその担当課はですね、上限が決めたんだからということでかなりのやり取りがあったと思うんですね。その差額が約570万円だと思います。そういう努力をですね、私は努力をやはり評価したいと思うし、ただ1点ですね、お願いしたい。この場を借りてお願いしたい。この担当課とそれから、そういう指定管理者とのですね、協議を毎月1回行われているということは聞いておりますが、前回の議会でもですね、じゃあその議事録はあるのかと。議事録は。議事録は長い間とっていません、つくっていませんと。議事録は公文書なんですよ、公文書。この公文書そのものがないこと自体が問題であると。資料請求をしても出てこないんですよ。何をしているのかわからないんですよ。そういう意味で新しく溝上課長がですね、今度課長になられておりますので、どうぞ、議事録はつくっていただきたいというふうに要望いたしまして、この賛成討論といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第14、議案第42号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第42号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第15、議案第43号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第15、議案第43号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第43号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第16、議案第44号の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第16、議案第44号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第44号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第17、承認第2号の討論を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

承認第2号、芦屋町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について反対の討論を行います。芦屋町税条例の一部改正は地方税法等の一部が改正され、平成30年3月31日に公布されたことに伴うものですが、内容は配偶者控除の改正、個人所得課税の見直し、年金者所得にか

かわる配偶者控除の申告要件の見直し、たばこ税に係る税率引き上げなどで、どれをとっても住民に負担を強いるものであります。たばこ税の見直しは2018年10月から3年程度かけて1本あたり3円増税するもので、2018年に1本あたり1円引き上げたのち、消費税を引き上げる19年10月の増税は見送り、20年と21年に1円ずつ引き上げるものです。

増税の目的は2019年10月に実施予定の消費税10%の引き上げ時に導入する軽減税率で生じる1兆円規模の税収減の穴埋めを行うためのものです。健康対策や受動喫煙を防ぐという政策目的なら理解できますが、取りやすいところから税金を取ることになっています。住民生活に直接かかわる町民税等の値上げですから、議会で十分に議論し決定すべき議案にもかかわらず専決処分で議会に諮らず決定することには問題があります。専決処分は議会が成立しないときや議会を招集する時間的余裕がないとき、補充的手段として、町長に専決処分の権限を地方自治法179条で認めているものです。今回の専決処分が公布されたのが平成30年3月31日であるなら時間的余裕はあり、議会は招集できる条件はあると考えます。専決処分はできる限り行うべきではありません。今後、改善することを求めるものです。

以上で反対討論といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第17、承認第2号について、委員長報告のとおり、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、承認第2号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第18、発議第1号については、委員会からの修正案についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を——討論するんですか。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

5番、妹川です。

これのNHK放送受信事業の見直しに関する意見書については、賛成討論として私の意見を述

べたいと思います。

この意見書をですね、出される際に、意見書の中身にですね、真ん中ぐらいに、これらの見直しは、会計検査院からの意見を踏まえたものですが、芦屋町の対象区域において、これまで防音工事が行われてきているものというようなところですね、まあこの趣旨はこのやはり私たち約7,000世帯のですね、方々がこの住宅防音工事が完了した世帯であろうが、一部住宅防音工事を実施した世帯であろうが、そういう区域以外であれですね、やはり防衛、基地から飛び立つジェット機の騒音は特に完了したところであれ、栗屋、大城、浜口、高浜周辺の方々はですね、やはり完了したところ、一部完了であれですね、飛行機の離着時の騒音というのは、そのテレビの問題以上にですね、身体的、肉体的苦痛がやっぱり毎日のようにやはりあると思うんですね。それからこの会計検査員というのは、公金、国や県やその国から支出されたものが適切に執行されているかどうかということ調べるのが会計検査院だと思うんですが、やはり現場の声ですね、現場の声、こういうふうに肉体的、身体的苦痛というものについては、そこにいる者でないとわからないんですね。だから私が思うには、こういう意見書を出されて結構なので賛成いたしますが、私は会計検査院にね、まだ芦屋町とやこの関係する自治体はその防衛省に対して、出されるわけでしょうけれど、まあ総理大臣とかですね。やっぱり会計検査院に対してもやはりそういう実態があるんだよということをですね、知らせるためにそういう意見書をやっぱり出すべきだなと。また我々議会として出したらどうだろうかというような思いでですね、おります。いずれにしろ、このNHK受信料見直しに関する意見書については賛成いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第18、発議第1号について、委員長報告のとおり、原案を修正の上、可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、発議第1号は、原案を修正の上可決することに決定いたしました。

次に、日程第19、発議第2号については、委員会からの修正案について討論を許します。ございませんか。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

発議第2号のことでしょう。

○議長 小田 武人君

日程第19、発議第2号についての討論を許します。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

5番、妹川です。この芦屋港活性化の推進を求める意見書に賛成討論といたします。

賛成はいたしますが、今、町民の意向はですね、町民の意向は、またこの芦屋港活性化推進委員会の議事録をみますとですね、今、沖砂を、海砂を採取し、あそこの荷置き場にですね、山のように積んでいますね。そして大型トラックが幌もつけないで、シートもつけないで、まあ多いときには2分に1台、3分に1台ぐらいで行き来しております。そして、夏の、夏と言いましようか、この5月ぐらいでも暑い時はですね、その荷台に幌をつけていないものですから、風によって、またスピードによって巻き込みながら道路にですね、まき散らしています。私も県の土木事務所にそれは抗議いたしました。何で幌をつけないのかと。検討しますということでしたけれど。私はそういう町民の意向としてはですね、このレジャー港はどうだ、こうじゃなくて、まずこの物流機能の廃止、砂業者の海砂をまずやめさせる。そして陸揚げすることはやめさせるということですね、第一義に考えてもらいたいんです。今、漁師の皆さんもあそこの海砂を水深40メートルですか、それより深ければいいという話にもなっていますし、別に問題はないというような学者のですね、見解もあるようですけども。かなり取っていますね。それは船でレジャーをされている方々が、妹川議員と。また砂を取っているところがあったよ。それをまた陸揚げするわけですね、あそこにね。だから私は福岡県が課題として示している物流機能の廃止、これは県は業者に対して申し入れをしておるようですけど、なかなかやっぱり営業補償の問題、撤去すれば場所の確保、それに対する、もし、そういうことになれば、営業補償を県は出さなくてはならないだろうと思うんですけども。いずれにしろですね、私は物流機能の廃止というところを強力にですね、進めていただきたいというふうに思いながら、この意見書をですね、賛成するものです。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第19、発議第2号について、委員長報告のとおり、原案を修正の上、可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、発議第2号は、原案を修正の上、可決することに決定いたしました。

次にそれぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれの再付託の申し出がっております。つきましては、これを申し出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で討論・採決を終わります。

なお、可決されました意見書は議長のほうから関係機関に送付をいたします。

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第20、議案第45号及び日程第21日、議案第46号の各議案については、この際、一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

[朗 読]

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

それでは、本日追加提案いたしております契約議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第45号の総合体育館等施設改修工事（建築・輻射熱空調設備）請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございます。総合体育館等施設改修工事（建築・輻射熱空調設備）について、請負

契約を締結するものでございます。

議案第46号の総合体育館等施設改修工事(電気設備その1)請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございます。総合体育館等施設改修工事(電気設備その1)について、請負契約を締結するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の御説明を終わります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 小田 武人君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

まず、日程第20、議案第45号についての質疑を許します。ございませんか。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

あの質疑もそうでしょうけど、きょう、通常はですね、こういう追加議案が出されて、このような莫大な金額、5億2,000万とかですね、そういうものをこの場で質疑をして、そして委員会で諮ってきょう採決だろうと思うんですが、こういうやり方でいいのかなあ。まあこの部分については、臨時議会を開くとか、期間を延長するとか、そういうようなことはできないものか。まあこの場で発言することではあるかどうかわかりません。まあ動議をかけるべきかわかりませんが、その辺をちょっと教えていただけませんか。余りにも金額が5億2,000万でしょ。もう一つが何億かですかね。こういうのをきょう一日で決めていいものでしょうか。議長、どう思っています。

○議長 小田 武人君

妹川議員、議案第45号についての質疑をやっていますので、その趣旨に基づいた質疑をしてください。刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

今回の総合体育館等の内容につきましてお尋ねいたします。

一応、工事金額ということで、予定価格というのが示されておりますけども、4億8,500万相当のその工事ということであれば、財務規則なりのところで何者以上とか、そういったところの項目、関係する業者がね、何者以上入札に参加しなくてはならんとか、そういった規則的なものと、もう1点は、いわゆる今回、いわゆる入札価格が99%という格好でなったその辺の背景といたしますかね、それをちょっと御説明していただきたいんですが。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

刀根議員が言われているのは、指名競争の場合にですね、1億以上、何ぼ以上だったら何者ということなんですが、今回の場合は、これ一般競争入札ですので、何者以上ということはありません。ランク的にはAランク以上ということです。該当事業者的には登録は70者程度あったんですが、今回、現状、業界全体で技術者不足とかですね、そういうことが影響しているのかと思いますけど、2者の応募しかなかったということです。99.9%ということですが、入札結果についてはコメントを差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

やはりこの町税を使ってという格好であるならばいわゆる、今のその状況が、確かに業者そのものが集めづらいということで、高い金額でおさまっていくということであるならば、ある程度時期をずらすとか、いわゆる、その最小の経費で最大の効果っていうものが自治法の第一目的としてあるわけですから、これも税金を使っていく問題ですね。ですからその辺の経緯というものを聞いて、その辺がいわゆる、そのじゃあ何て言いますかね、金額はその高い位置におさまる、これはもう時期的にしようがないよという格好になるのかどうか、その辺の考え方をちょっと伺いたいんですが。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

この総合体育館の関係事業というのが、防衛省の補助事業、民生安定事業ですね。これは防衛省の内示がないとですね、応募の受付等の告示ができません。このスケジュールについては、防衛省と担当課のほうでずっと詰めてですね、やって、内示が出た翌日には作業に取りかかったということなので、段取りはしていたということなので、時期的なものとはにかく、そういうことですすぐできるようには段取りは常にしております。今回、防衛省の告示が内示があった時点で即作業に取りかかっているということで御理解しとってください。

以上です。

○議長 小田 武人君

よろしいですか。田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

私も質疑させていただきます。

私も落札率について99.9%という金額で落ちとるわけですが、まああのこれまでね、大体最低の制限価格で何者か入ってきて、その中でくじで決めるというのが、芦屋町、慣例、通例みたいなようになっていきますよね。今回、こういう落札率、99.9%という金額になっておるんですが、まあ70者の登録があつて、その中から2者だけの一般入札だったということですが、現場説明会とかこういうのはあつたんですか。そこに何者かお見えになっていたとか、あとは問い合わせとか、質問とかでこういった問い合わせがあつたのか。教えてください。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

一般競争入札ですので、今、現場説明会とかいうのは一切しておりません。要は業者がそこで出会うというようなことは一切避けておりますので、何者がどうのこうのとかいうことは、一切ございません。一般競争入札ということで御理解しとってください。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

我々素人だからその仕組みがわからんとですよね。だからこのホームページ上とか、何かその建設関係の工事して、そういう業者からのいきなりぱったり入札のところに参加したのか。それともやっぱり申込書とかいろいろあるんでしょ。このやり取りとかね。そのたった2者だけだったと理解してよろしいですか。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

一般競争入札のスケジュールというのがありまして、今回どういう工事を発注するかという、まず資格審査委員会で協議します。それによって資格審査委員会の中で、じゃあこれを一般競争入札というふうに決めましたら、決裁を受けて、公告をする。ホームページ、告示等をする。そこで受け付けが開始になるということで、受付期間を一定期間設けます。その間で申請書類、こういう書類を出してくれということで告示の中には細かい項目がありますので、業者はそれに基づいて実績調書だとか現場代理人だとか、いろいろな資料をつけて申請してくる。その申請を受け付けて問題なければ、さらにそれを資格審査委員会で資格があるかどうかそういう審査をしますので、業者からの問い合わせというのは基本的には申請の書類の受け付け、この段階で来るということですので、うちは受付期間中に体制として待っているという状況になります。

以上です。

○議長 小田 武人君

よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第45号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、議案第46号についての質疑を許します。ございませんか。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

これは予定価格、これは電気設備その1ですね。電気設備その1だから、その2があるのかなと思っただけかなんですから、その1だけかなと思いますが。これは予定価格が消費税抜きで事前公表が約4,900万円、事前公表最低制限価格4,450万円、よって入札価格が消費税抜きで4,900万円で落札率が99.1%。先ほどのね、45号もですね、落札率99.9%なんです。ちょっと今電卓を持ってきておりませんので、この45号ですか、45号についてもですね、これ、最低制限価格4億3,700万。事前公表4億8,500万、これ何%になりますかね。何%であったけど、落札率は99.9%。事前公表の予定価格と最低制限価格のパーセントをちょっと出してもらえませんか。それと今さっき言った、先ほどの46号の予定価格約4,900万円、事前公表。最低制限価格、事前公表。これちょっと計算していただけますか。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

90%でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

90%というのはどちらが90%ですか。あの、2つありますから。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

いずれも90%です。（「いずれも90%」と呼ぶ者あり）

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第46号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑は終わりました。

お諮りします。日程第20、議案第45号及び日程第21、議案第46号の各議案については、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまからしばらく休憩いたします。

午前11時09分休憩

.....

午前11時50分再開

○議長 小田 武人君

再開します。

お諮りします。日程第20、議案第45号及び日程第21、議案第46号の各議案については、民生文教常任委員会に審査を付託しておりましたので、これを議題とし、審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

民生文教常任委員長に、審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長、松岡議員。

○民生文教常任委員長 松岡 泉君

それでは報告します。

報告第9号、平成30年6月20日、芦屋町議会議長、小田武人殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会付託議案審査結果について、本委員会は、本日付託を受けた事案について慎重審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第45号、満場一致、原案可決。

議案第46号、満場一致、原案可決。

以上のとおり報告いたします。

○議長 小田 武人君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、審査結果の報告について質疑を行います。民生文教常任委員長に対する質疑を許します。ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑は終わります。

○議長 小田 武人君

ただいまから討論・採決を行います。

まず、日程第20、議案第45号の討論を許します。討論ございませんか。田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

はい、田島です。僕はね、これ、反対、反対します。なぜならね、芦屋町の通例といたらね、最低制限価格でね、くじで決まっているところが、今まで多かったじゃないですか。今回ね、これがね、最低制限価格で決まったりゃね、賛成したいですよ。やっぱりね、ここで企業努力というのを見せてもらいたいなと思います。それできょういきなりこれを出されたもんだから、私ども慌ててますので、これに対しては、僕は反対いたします。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

妹川です。

同じような考え方ではありますが、入札日時がですね、6月18日できょうが6月20日ですかね。だから、まあこれ、民生文教委員会で慎重に審議されたんでしょうけれど、やはり、執行部としては、まあきょう、提案をされた。そして民生文教委員会に議案を付託されるのもいいでしょうけれど、やはり二、三日ですね、おいていわゆる臨時議会を開催するとか、まあ民生文教委員会で付託されて、審議されておればですね、私も柴田課長さん、関係の方にですね、わかりやすく説明してもらいたい。その上で賛成か反対の議会で考えればいいわけですけど。こういう進め方であればですね、その今言われた予定価格が約4億8,550万。まあ事前公表の最低が90%の範囲内である。でも、それが実際は入札、99.9%、落札率99.9%、もう100%に近い。何かきな臭いものがあるんではなかろうかというような疑いを持たざるを得ない。

以前、芦屋町もですね、大きな事件を起こしていますね。芦屋の庁舎のリフォームに関してですね。まあこれは、私がそう思うのであって。何かそういうことがあるのではないだろうかという疑いの念をですね、持たざるを得ないなあというように思います。

それから、もう次のことについてもね、99.1%というのがありますが、私は反対したいと思います。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第20、議案第45号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第45号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第21、議案第46号の討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第21、議案第46号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第46号は、原案を可決することに決定いたしました。

ここで執行部より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。町長。

○町長 波多野茂丸君

議長のお許しを得まして報告をさせていただきます。

貴町からの問い合わせということで、について回答。

芦屋町長殿、防衛省航空自衛隊芦屋基地司令。

貴町から問い合わせがあった、覚醒剤にかかる芦屋基地隊員逮捕について、関係部署に確認したところ、この関係部署というのは、県警、折尾署所長、芦屋基地警務隊長に確認したところ、過去30年間にさかのぼっても確認できず、事実でない旨を回答します。

なお、防衛省・自衛隊では、常日ごろから隊員に対し、違法な薬物使用防止に係る指導を徹底

するとともに、薬物検査を実施し、違法薬物使用の未然防止を期しています。

この基地指令からの回答文につきましては、本省へ報告、指示を仰いでいるとのことでございます。

以上報告終わります。

○議長 小田 武人君

次に教育長。どうぞ。

○教育長 三樹 賢二君

平成30年6月13日、平成30年芦屋町議会第2回定例会の一般質問において、田島憲道議員から、平成28年夏に芦屋中学校女子生徒が薬物等を使用している旨の発言がありました。この発言内容について、芦屋町教育委員会で調査確認しましたので、報告いたします。

確認内容、平成28年度以降、平成30年6月19日までの間、芦屋中学校生徒が薬物等を使用していた事実があるのか。確認者、芦屋町教育委員会学校教育課長新開晴浩。回答者・回答内容、芦屋町立芦屋中学校校長、守次英文、そのような事実は把握していない。

折尾警察署少年課長、青木博徳、平成28、29年度は、ない。平成30年度は、本日、本日というのは、6月19日、17時まで、少なくとも私は、芦中生徒の薬物等による検挙があったという事実は、把握していない。なお、もし生徒が薬物等で検挙された場合は、必ず学校へ連絡がいく。

以上でございます。

日程第22. 発言の取り消しについて

○議長 小田 武人君

次に、田島議員から、6月13日の会議における一般質問での発言について、お手元に配付しました発言取消申出書に記載した部分が不適切と思われる発言であることから、芦屋町議会会議規則第64条の規定により、取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。日程第22、発言の取り消しについてを議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、田島議員から発言の申し出がありましたので、これを許可します。田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

僕の発言の取り消しね、大体、これ冒頭に行われませんか。これまでの通例としては。芦屋

町のね。慣例としては、ね、町長。今まで冒頭でありよったやないですか。それ、何で今回一番最後なんですか。何か魂胆あるんですか。

じゃあいきますよ。いただいた文書を読み上げます。

おはようございます。

このたび、6月13日の私の一般質問の中で、議場において不適切な発言をいたしましたことを謝罪するとともに、発言の取り消しを申し出ます。今後は、このようなことがないように、十分注意してまいります。関係者の皆様には、大変御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

○議長 小田 武人君

お諮りします。（「議長、全文取り消す。ここは一部だけ。田島議員が発言したのは全部取り消すということ。これには松岡議員のくだりしかない。それだけが書いてある。どっちなん」と呼ぶ者あり）発言の取り消しについては、今申し上げた私のほうに取り消しの申し入れがあった内容のみでございます。横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

いや、今、田島議員が取り消しの発言をしたやろ。その中に一部だけということはない。我々がもらっとるのは、その私が読むわけいかんげ、あれやけど。この前の一般質問の冒頭やね。冒頭の松岡議員の話があった。これだけを取り下げると書いとるけど。そこら辺、議長、どう。全部取り下げるわけ。発言、この田島議員がこの前一般質問したやつを削除するわけ。どっちなん。それははっきりしてもらわんと。聞いてください。ここに聞いてください。

○議長 小田 武人君

あのですね、発言取消申出書については、先ほど田島議員のほうから話がありました内容しか取り消しはしないということですから、他の発言については、今後、特別委員会なり・・・・・・（「特別委員会」と呼ぶ者あり）（「私が言いよるのは、田島議員の取り消したい分は、ここに書いとるやないですか。ないんですか。あなたたちが出したでしょ。これ。みんな持っていない。同じもの、あるやろ。そこだけ、一部だけよ。あの、そやから、今、田島君が言うのは、これを言うてないから、全部取り下げるんかねって俺が聞きよる。田島君は松岡議員のくだりを言っていないよ。さっき。だから全部取り下げますということだけやから。全部取り下げるんかね。全部削除するんか、はっきりせなわからん。本人はまあ、ちまたに聞いたところでは、取り下げないということをするんやから。だから、これ一部取り下げるんか、全部取り下げるんかはっきりしとかんと、我々も今後考えるのもいろいろあろうけ。わかった。頭悪いね、あんた。書いとるやろ、ここ。余り変なこと言ったら・・・・・・」と呼ぶ者あり）（「議長、暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長 小田 武人君

休憩します。

午後0時08分休憩

午後0時25分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

先ほど横尾議員のほうから質問がありました件についてお答えいたします。

お手元にお配りしています発言取消申出書の取り消したい発言に記載されている部分のみが今回、田島議員から発言取り消しの申し出となっております。以上でございます。

お諮りいたします。この発言取り消しの申し出を許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

追加日程第1. 一般質問における発言内容の調査特別委員会の設置について

○議長 小田 武人君

お諮りいたします。町長及び教育長から先ほど報告がありましたが、今定例会において、田島議員が行った一般質問の発言内容については、事実と異なる部分があると思われるため、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長7人の委員で構成する、一般質問における発言内容の調査特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたいと思っております。

つきましては、この特別委員会を設置することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、本件については、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長、7人の委員で構成する一般質問における発言内容の調査特別委員会を設置し、これに付託して調査することを決定いたしました。

ただ今からしばらく休憩いたします。

午後0時28分休憩

午後0時55分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

一般質問における発言内容の調査特別委員会におきまして、正副委員長の互選が行われ、結果報告がございました。

委員長に内海議員、副委員長に松岡議員、以上のとおり決定いたしました。

お諮りします。一般質問における発言内容の調査特別委員会から、閉会中の継続調査申し出があつておりますので、申し出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、後日、特別委員会の調査報告を受け、不適切な部分があれば、発言の取り消しを命じ、会議録からの削除を行います。

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成30年芦屋町議会第2回定例会を閉会します。長い期間の御審議、お疲れでございました。

午後0時57分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員